

## 第 4 9 8 回 島 根 県 議 会 提 出 議 案 一 覧

R 8 . 3 . 4 追 加 提 案 分

区 分		議 案 名															
		議 案 No.															
議 案 (23件)	予 算 案 (19件)	5 3 <b>令和 7 年度 島根県 一般会計 補正 予算 (第 12 号)</b>															
	5 4 ～ 6 5	<b>令和 7 年度 島根県 公債管理 特別会計 補正 予算 (第 2 号)</b> <b>外 1 1 特別会計 補正 予算</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">5 4 公債管理</td> <td style="width: 33%;">5 5 証紙</td> <td style="width: 33%;">5 6 総務事務集中処理</td> </tr> <tr> <td>5 7 市町村振興資金</td> <td>5 8 あさひ社会復帰促進センター診療所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 9 国民健康保険</td> <td>6 0 農林漁業改善資金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 1 中小企業近代化資金</td> <td>6 2 中小企業制度融資等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 3 中海水中貯木場</td> <td>6 4 臨港地域整備</td> <td>6 5 県営住宅</td> </tr> </table> </div>	5 4 公債管理	5 5 証紙	5 6 総務事務集中処理	5 7 市町村振興資金	5 8 あさひ社会復帰促進センター診療所		5 9 国民健康保険	6 0 農林漁業改善資金		6 1 中小企業近代化資金	6 2 中小企業制度融資等		6 3 中海水中貯木場	6 4 臨港地域整備	6 5 県営住宅
	5 4 公債管理	5 5 証紙	5 6 総務事務集中処理														
5 7 市町村振興資金	5 8 あさひ社会復帰促進センター診療所																
5 9 国民健康保険	6 0 農林漁業改善資金																
6 1 中小企業近代化資金	6 2 中小企業制度融資等																
6 3 中海水中貯木場	6 4 臨港地域整備	6 5 県営住宅															
6 6 ～ 7 1	<b>令和 7 年度 島根県 病院事業 会計 補正 予算 (第 4 号)</b> <b>外 5 事業 会計 補正 予算</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">6 6 病院</td> <td style="width: 25%;">6 7 電気</td> <td style="width: 25%;">6 8 工業用水道</td> <td style="width: 25%;">6 9 水道</td> </tr> <tr> <td>7 0 宅地造成</td> <td>7 1 流域下水道</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </div>	6 6 病院	6 7 電気	6 8 工業用水道	6 9 水道	7 0 宅地造成	7 1 流域下水道										
6 6 病院	6 7 電気	6 8 工業用水道	6 9 水道														
7 0 宅地造成	7 1 流域下水道																
条 例 案 (4 件)	7 2	<b>職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</b> 人事委員会の勧告及び報告を受けて、職員に対して支給する通勤手当について所要の改正 ① 駐車場等に係る通勤手当の新設 ② 交通機関等、交通用具及び駐車場等に係る通勤手当の合計額の 1 か月当たりの限度を 150,000円とすること ③ 通勤手当の支給日に係る規定の整備 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">施行日：令和 8 年 4 月 1 日</div>															
	7 3	<b>県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</b> 人事委員会の勧告及び報告を受けて、県立学校の教育職員に対して支給する通勤手当について所要の改正 ① 駐車場等に係る通勤手当の新設 ② 交通機関等、交通用具及び駐車場等に係る通勤手当の合計額の 1 か月当たりの限度を 150,000円とすること ③ 通勤手当の支給日に係る規定の整備 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">施行日：令和 8 年 4 月 1 日</div>															

区 分		議 案 名	
		議案No.	
条例案 つづき	74	<b>市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例</b> 人事委員会の勧告及び報告を受けて、市町村立学校の教職員に対して支給する通勤手当について所要の改正 ①駐車場等に係る通勤手当の新設 ②交通機関等、交通用具及び駐車場等に係る通勤手当の合計額の1か月当たりの限度を150,000円とすること ③通勤手当の支給日に係る規定の整備  施行日：令和8年4月1日	
	75	<b>島根県県税条例等の一部を改正する条例</b> 令和8年度税制改正による地方税法の改正に伴う所要の改正 ①島根県県税条例の一部改正 ア 自動車税の環境性能割の廃止 イ 現行の自動車税の種別割を自動車税とする名称変更 ウ 新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くし、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減する自動車税の特例措置を2年間延長 エ 引用する条項の整理 ②アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例の一部改正 ・①のイに伴う規定の整理 ③島根県手数料条例の一部改正 ・①のイに伴う規定の整理 ④特定非営利活動法人の設立を支援するための県税の課税免除に関する条例の一部改正 ・①のアに伴う規定の整理  施行日：令和8年4月1日	